

## 『存在と時間』

### 第17節 指示(Verweisung)と記号(Zeichen) : 要約

第16節では、「指示」(Verweisung)という現象が、「世界」(Welt)や「世界の世界性」(Weltlichkeit der Welt)と何らかの仕方に関連していることが論じられた。

この第17節では、記号(Zeichen)という何かを示(zeigen)するための道具、すなわち、示す働きを持つ特殊な道具に着目してこれまで論じてきた「指示」(Verweisung)という現象をより明確に際立たせようとする。

記号は、それ自身が一つの道具であり、それは、示す働きをその本領として持つ特殊な道具である。記号には、種々様々なものがあるが、この節では、特に記号の実例として昔の自動車に取り付けられていた矢印を出したりひっこめたりして、交差点などで自動車の進行方向を示す方向指示装置が挙げられている。この例に基づいて記号の示す働きとの特徴を捉えてみよう。

この方向指示装置は運転手が配慮し、使用する道具であるが、同乗していない人も、否むしろ同乗していない人の方がこの道具を使用している。この道具を使用し、車を避けたり、立ち止まったりしているのはむしろ同乗していない人たちなのである。この方向指示装置という矢印記号は、もちろん自動車の進行方向を指し示すだけだが、これは、歩行者や他の自動車をも巻き込みながら、もろもろの交通機関や交通規則からなる道具連関全体のうちで、世界内部的に道具的に存在し、道路交通にからむ道具連関全体が、現われてくるように働いている。

記号は、他の道具(例えばハンマー)のように他の道具(例えば釘)を指示しつつ、それと関係を結ぶのではなく、道具立ての全体(例えば、道路交通にからむ道具連関全体)を配視のうちに立て、そのことによって手元にあるものの世界即応性が現れてくる、そのような道具なのである。

このような記号の持つ独特の道具性格は、「記号の創設」の際に特に明らかになる。道具連関やそれを包みこむ環境世界は、引きこもり明るみに現れてこないという性格を持っている。だから、環境世界における配視的な交渉は、道具的存在者を目立たせるという役割を引き受けるものを必要とする。これが記号である。だから、記号を創る際には、それが目立ちだれでもが近づきうるものが特に考慮されるのである。記号の創設は、明るみに現れてこない道具連関を明らかに示すことを考慮するのである。記号の目立たしきは、道具立ての全体の目立たなさから成立してくる。

以上のような記号の解釈は、指示(Verweisung)の解明のためのよりどころを与えるためのものである。

記号(Zeichen)と指示(Verweisung)の間の関係を、次の3点で捉えておくことが重要である。

- 1 記号の示す働きは、有用性が何のためかを具体化することとして、道具の構造一般に、すなわち何かをするため(指示)に基づいている。
- 2 記号の示す働きは、一つの手元にあるもの道具性格として、一つの道具立ての全体性に、一つの指示の連関に属している。
- 3 記号は、ただ単に他の道具と共に手元にあるだけではなく、記号の手元性においては、環境世界が、その都度配視に対してははっきりと近づくことができるようになる。

記号は、存在的に手元にあるものだが、一方で、手元性、指示の全体、世界性の存在論的構造を告知する。しかし、指示は、手元にあるものの存在論的前提なのであるから、手元にあるものである記号の存在論的基礎である。